

予定価格（税込み）が3,000万円超5,000万円未満の建設工事の入札後審査型制限付き一般競争入札への移行について

予定価格（税込み）が3,000万円超5,000万円未満の建設工事に適用する入札方法について、平成22年9月6日以後公表分から、次のとおり変更します。

（現行）公募型指名競争入札 → （改正後）入札後審査型制限付き一般競争入札

この変更に伴う、手続等に関する主なポイントは次のとおりですので、御留意ください。

1 重要なポイント

項 目	（現 行）	（改 正 後）
（1）市ホームページ上における案件の揭示ページ	高松市ホームページ> 事業者の方へ> 入札・契約情報> 契約監理課ホームページ> 平成22年度発注予定案件および入札結果> 平成22年度発注予定案件および入札結果一覧表> 「建設工事」の「 <u>公募型指名競争入札</u> 」の「 <u>平成22年4月1日公開分</u> 」または「 <u>追加分</u> 」クリック後のページ	（左記に同じ）> （左記に同じ）> （左記に同じ）> （左記に同じ）> （左記に同じ）> （左記に同じ）> 「建設工事」の「 <u>一般競争入札</u> 」の「 <u>平成22年4月1日公開分</u> 」または「 <u>追加分</u> 」クリック後のページ
（2）案件の公表形式	（1）のページに揭示されている「 <u>案件ごとの入札情報</u> 」	（1）のページに揭示されている <u>公告文</u> （各工事についての <u>個別の公告</u> とその公告における <u>使用用語の定義</u> や入札手続等の基本事項について定めた <u>公告</u> の2種類あります。）※1

項 目	(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) 入札書提出・開札までの手続（一般的な価格競争の例） （この項目中の「○日後」の表記における日数については、休日（日曜日、祝日法に規定する休日および土曜日をいいます。）は算入しません。）</p>	<p>ア 入札参加申請 締切日（公表日からおおむね1週間後）までに参加申請※2</p> <p>イ 指名通知受領 市からの指名通知（アの締切日からおおむね3日後、入札通知書送付により指名）</p> <p>ウ 入札書提出 入札書提出期限（イの通知書送付からおおむね4日後）</p> <p>エ 開札 ウの提出期限からおおむね2日後</p>	<p>ア 入札書・入札参加資格関係資料等の提出 入札書等提出期間（おおむね公表日の翌週末からおおむね公表日の10日後まで）に入札書・入札参加資格関係資料等を提出</p> <p>イ 市の事前確認 アの提出期限の翌日に入札参加資格についての市の事前確認（基本的な資格についての確認および書類に不足がないかどうかなど）</p> <p>ウ 開札 落札候補者の決定、イの事前確認によって資格がないと認められた場合は無効通知</p> <p>エ 追加資料の提出 落札候補者は開札の翌日までに追加資料を提出</p> <p>オ 入札参加資格の確認 アの入札参加資格資料とエの追加資料により市が入札参加資格を確認（最終確認）→落札者の決定</p>
<p>(4) 提出書類（一般的な価格競争の例）</p>	<p>ア (3)アの参加申請時 参加申請書・電子入札用実績調書※2</p> <p>イ (3)ウの入札書提出時 入札書・積算内訳書</p>	<p>ア (3)アの入札書等提出時 入札書・入札参加資格確認申請書・施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料</p> <p>イ (3)エの追加資料の内訳 施工実績審査用書類・配置予定技術者審査用書類（資格関係）・配置予定技術者審査用書類（雇用関係）等</p>

(5) 主任 (監理) 技術者の 配置	専任を要 する場合	(4)アの電子入札用実績調 書に記載された <u>配置予定技術 者を，必ずしも選任する必要 はない。</u>	(4)アの配置予定技術者確 認資料に記載された <u>3人の監 理（主任）技術者のうちから 選任しなければならない。</u>
	専任を要 しない場 合	(4)アの電子入札用実績調 書に記載された <u>配置予定技術 者を，必ずしも選任する必要 はない。</u>	(4)アの配置予定技術者確 認資料に記載された <u>3人の監 理（主任）技術者のうちから 選任しなければならないが， その選任した技術者を他の現 場に専任配置しなければなら ないやむを得ない理由がある 場合は，他の技術者を配置す ることができる。</u>

※1 高松市ホームページ>事業者の方へ>入札・契約情報>「契約監理課ホームページ」
クリック後のページの「工事等契約関係 表形式公告文について」中に，公告文につい
ての解説（「公告文の概要」・「一部改正の概要」）があります。

※2 提出された(現行)(4)アの書類について(3)アの締切までに余裕がある場合に，市の
担当職員が行っていた提出書類の不備に関する助言等は，一般競争入札への移行後は，
一切行うことはできません。したがって，(改正後)(4)アの施工実績確認資料に記載す
る実績（最大3件まで提出することができます。）については，入札参加資格を満たす
ものであるかどうかについて，十分な確認と注意が必要です。これは，施工実績確認資
料が，入札書の添付書類として，電子的に暗号化され開札時まで市側で見ることができ
ないことによるものです。

2 1以外のポイント

項 目	(現 行)	(改 正 後)
(1) 電子入札におけ る書類提出の手續画 面	公募型指名競争入札用画面※1	一般競争入札用画面※1
(2) 施工実績登録	指定案件について利用可※2	利用不可※2
(3) 質疑書の提出先	工事担当課	契約監理課

※1 書類提出の手續画面が一般競争入札用となること，および入札後審査型制限付き一般
競争入札においては公募型指名競争入札と比較して添付書類の数が多いため，マニユア
ルやヘルプデスクへの照会などにより，操作・添付方法を理解しておくことが大切です。

※2 改正後においては、施工実績を証する書類は、1の(改正後)(4)イの施工実績審査用書類ですが、これは落札候補者のみに提出を求めるもので、入札後審査型制限付き一般競争入札における共通ルールです。入札書提出時の手続が煩雑になることはありませんので、御了承ください。